



平成23年3月31日

各市町教育委員会教育長 様

広島県教育委員会教育長  
(教職員課)

パワー・ハラスメント防止対策について(通知)

近年、パワー・ハラスメントについては、報道等で大きく取り上げられるなど、社会的関心が高まる中、県教育委員会においても、パワー・ハラスメントが勤務環境や教育環境を悪化させたり、周囲の職員の士気を低下させるなどの弊害を起こすものとして、組織全体で解決すべき問題と捉えています。

こうした状況を踏まえ、別紙写しのとおり各県立学校長に通知しました。

ついては、貴管内の各所属において、別紙リーフレットを活用していただき、より良い勤務環境等作りに取り組んでいただくようお願いします。

平成23年3月31日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長  
( 教 職 員 課 )

## パワー・ハラスメント防止対策について (通知)

近年、パワー・ハラスメントについては、報道等で大きく取り上げられるなど、社会的関心が高まる中、県教育委員会においても、パワー・ハラスメントが勤務環境や教育環境を悪化させたり、周囲の職員の士気を低下させるなどの弊害を起こすものとして、組織全体で解決すべき問題と捉えています。

こうした状況を踏まえ、より良い勤務環境等を作るため、別紙のとおりリーフレットを作成しましたので、管理監督者として、自ら問題意識を持つとともに、所属における研修資料として活用するなど所属職員に対して周知徹底してください。

なお、パワー・ハラスメントに関する相談窓口については、現在、県教育委員会事務局に設置している「体罰、セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口」における相談内容を拡充し、受け付けることとしますので、併せて所属職員に周知してください。

# パワー・ハラスメント防止

広島県教育委員会事務局管理部総務課・教職員課

## ◆パワー・ハラスメント（通称 パワハラ）とは

法令上の定義はありませんが、一般的に、「①職権などのパワーを背景にして、②本来の業務の範囲を超えて、③継続的に、④人格と尊厳を侵害する言動を行い、⑤それを受けた就業者の働く環境を悪化させ、あるいは雇用について不安を与えること」を指すといわれています（人事院職員福祉局（平成21年7月）「管理監督者のためのガイドブック 国家公務員とメンタルヘルス」）。

なお、①業務上必要な注意叱責、②正当な指示命令、③具体的なハラスメント行為が見当たらない（被害妄想的）ケースは、パワハラではありませんが、何らかのきっかけでパワハラにエスカレートする危険性もありますので注意が必要です。

### 【パワハラに該当し得る言動例】

（人事院職員福祉局（平成21年7月）「管理監督者のためのガイドブック 国家公務員とメンタルヘルス」）

- ・「死んでしまえ」「給料泥棒」などの暴言を吐く。
  - ・身体や性格の特徴を取り上げてなじる。
  - ・些細な失敗を執拗に非難する。
  - ・「お前はどうしようもない」「無能だ」などと皆の前で叱責し続ける。
  - ・机を激しく叩いたり、書類を投げつけるなどの威圧的な行為をする。
  - ・無理な締切りの設定など、明らかに実現不可能な業務を強要する。
  - ・合理的な理由もないのに、仕事を全く与えない。
  - ・発言を無視したり、会議に参加させないなどして、職場内で孤立させる。
  - ・合理的な理由もないのに、プライベートな事項を執拗に詮索する。
  - ・私的な買い物など、仕事と関係ないことを強要する。
- などが考えられます。

## ●パワー・ハラスメントのない職場づくりのために

まず、パワハラについて、各人の認識のズレをなくすこと、次に上司と部下、先輩と後輩などに生じるコミュニケーションのズレを少なくすることが重要です。

また、管理監督者は、パワハラについて問題意識を持ち、上司の言動によっては、部下は人格を傷つけられ、あるいは疎外感を持ち、過度に心理的負担等を受け、ひいては心身の健康を損なうことがあり得ることを認識することが重要です。その上で、管理監督者は、次の事項に注意することが必要です。

### 【管理監督者が注意すべき事項】

- ・部下の指導や教育に当たっては、相手の性格や能力を充分見極めた上で、言葉を選んで発言する。
- ・実現不可能な業務の強要や私生活への介入（ライフスタイル、学歴、家族）や人権の侵害ともいえる言動は、厳に慎む。
- ・部下は、上司等の権限のある者からの言動に疑問を抱いた場合でも、正面きって反論しづらい立場にあることを理解する。
- ・単なる指導上の注意であったとしても、執拗に繰り返して注意をしない。
- ・単発の言動だけがその要因となるのではなく、上司等の仕事に対する姿勢や人間性あるいは日常の振る舞いが引き金になる場合があることを承知しておくことなどが考えられます。

身近な現実問題として、職場で話し合うなど快適な職場を作っていきましょう。

## ■パワー・ハラスメントに関する相談窓口■

パワハラに関する相談は、県教育委員会事務局に設置している「体罰、セクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口」における相談内容を拡充し、受け付けています。

### 【事務局における相談窓口】

（事務局及び学校以外の教育機関職員対象）

専用電話 082-224-3161

（県立学校教職員対象）

専用電話 082-513-4917, 4918, 4919

【参考】心身に健康上の不安や問題がある場合は、次の機関にて相談を受け付けています。

（公立学校共済組合員対象）※医師等専門スタッフが対応します。

○産業カウンセラーによる面接相談 082-223-7470（月～金 10:00～16:30）

○教職員健康相談24 0120-24-8349（24時間年中無休）



平成24年1月1日

各市町教育委員会教育長様

広島県教育委員会教育長  
(教職員課)

特定病気休暇等に係る取扱いについて(通知)

このことについて、別紙写しのとおり、各県立学校長に通知しました。  
については、貴市町内の学校及び共同調理場に勤務する県費負担教職員に対し、当該通知の取扱いに準じ、適正に服務管理を行うとともに、内容を各所属長に周知させてください。

担当 小中学校人事係  
電話 082-513-4924(ダイヤルイン)  
(担当者 高尾)



平成 24 年 1 月 1 日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長  
( 教 職 員 課 )

特定病気休暇等に係る取扱いについて (通知)

このことについて、平成 24 年 1 月 1 日から次のとおり取り扱うこととしました。

これに伴い、「病気休暇から復帰する際の取扱い等について」(平成 16 年 9 月 27 日付け教育長通知。以下「平成 16 年通知」という。)は、平成 23 年 12 月 31 日をもって廃止することとします。

については、この内容を所属職員に周知させるとともに、適正に服務管理を行ってください。

1 精神疾患による特定病気休暇からの復帰を判断する際の取扱い

- (1) 精神疾患による 1 か月を超える特定病気休暇から復帰しようとする職員に対し、学校において特定病気休暇の期間中に任意の経過観察(復帰の可否について判断するための観察を行う。以下同じ。)を 1 週間程度実施すること。
- (2) 経過観察を実施した場合には、別紙様式 1「経過観察報告書」により、速やかに教育長(教職員課)に報告すること。

なお、当該職員を復帰させる場合には、当該職員が復帰する日の前日までに報告すること。

- (3) 経過観察の結果、復帰は困難であると校長が判断した場合には、当該職員の主治医と連携の上、引き続き特定病気休暇又は休職の手続を行うこと。

2 特定病気休暇及び休職に係る取扱い

- (1) 特定病気休暇の承認に当たっては、その都度、当該期間の上限及び通算に留意の上、別紙様式 2「特定病気休暇記録簿」を活用して適切に管理すること。
- (2) 職員から、特定病気休暇の期間が連続して 90 日(職員の勤務時間及び休暇等に関する規則〔平成 7 年広島県人事委員会規則第 1 号。以下「勤務時間等規則」という。〕第 10 条第 4 項の規定により連続して 90 日を超える期間の特定病気休暇が承認されている場合にあつては、当該特定病気休暇の期間の末日)に達した日(以下「上限の日」という。)の翌日又は休職から復帰した日から実勤務日数が 20 日に達する日までの間における、特定病気休暇の使用開始に係る請求(以下「請求」という。)があった場合は、次に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるとおり取り扱うこと。

ア 請求の期間（請求に係る診断書等が、上限の日における特定病気休暇に係る診断書等と同一である場合にあっては、当該診断書等に記載されている負傷又は疾病に係る療養期間）が連続する14日以上（週休日等を含む）の場合  
休職の手続を行う。

イ アに掲げる事由以外の場合

次に掲げる事由の区分に応じ、それぞれ当該区分に定めるとおり取り扱う。

(ア) 特定病気休暇の期間の上限に係る特例（勤務時間等規則第10条第6項又は第7項の規定をいう。）により、請求について承認することができる場合  
特定病気休暇の承認の手続を行う。

(イ) (ア)に掲げる事由以外の場合  
欠勤の手続を行う。

### 3 その他

- (1) 1(1)の経過観察は、特定病気休暇の期間中に実施するものであり、勤務ではないことに留意するとともに、当該職員の症状等に応じて適切に実施すること。
- (2) 職員の特定病気休暇が連続する8日以上の場合において、復帰後、実勤務日数が20日に達する日までの間に、再度の特定病気休暇を承認した場合は、その前後の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなすこと等について、当該職員に対し説明すること。
- (3) 次に掲げる職員については、なお従前の例によること。

ア 平成23年12月2日以降において病気休暇から復帰する職員のうち、病休通算判定期間（クーリング期間）の適用を受けないもの

イ 平成23年12月2日以降において休職から復職する職員のうち、2(2)の適用を受けないもの

担当 県立学校人事係

電話 082-513-4922（ダイヤルイン）

（担当者 小野）

広島県教育委員会教育長 様

学 校 名 \_\_\_\_\_

校 長 氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

経 過 観 察 報 告 書

特定病気休暇から復帰しようとする職員の経過観察について、その結果を次のとおり報告します。

復帰予定者	職 名	氏 名
過去の特定病気休暇・ 休職の期間及び病名		
特定病気休暇取得前の状況	特定病気休暇取得前の出勤状況	
	(発病時の身体的・精神的な面、対人関係等できるだけ具体的に記入すること。)	
観察期間中の状況	観察期間	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日 ( 日間)
	(身体的・精神的な面、対人関係、事務能力、対話等の所見をできるだけ具体的に記入すること。)	

観察期間中の状況	
	(記入欄が不足する場合は別紙を添付すること。)
復帰についての意見	
(復帰が可能かどうか、最終的な結論を記入すること。)	



所 属		職 名	氏 名		
平成 年 月		サービスの状況	特定病気休暇【上限：原則90日】		(「8日以上」からの休職後)
日	曜日		日数	要勤務日の日数	病休通算判定期間(クーリング期間)
		「8日以上」かつ要勤務日4日以上でクーリング期間の対象に	(「8日以上」の判定期間)4日以上必要	負傷・疾病の種別	実勤務日数
				一般 精神	20日に達する日まではクーリング期間
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					

注1 精神疾患の場合は90日を超える期間の特定病気休暇を承認することができる(ただし、180日を超えることはできない。)  
 注2 「サービスの状況」欄における休暇等について、時間単位の場合は、その時間数を「(○)」と併記する。  
 注3 「病休通算判定期間(クーリング期間)」欄には、休職から復職後に係るものを含む。

所 属		〇〇高等学校	職 名	〇〇	氏 名	〇〇 〇〇
平成24年 3月		サービスの状況	特定病気休暇【上限：原則90日】			(「8日以上」からの復帰後)
日	曜日		日数	要勤務日の日数	負傷・疾病の種類	病休通算判定期間(クーリング期間) 実勤務日数
			「8日以上」かつ要勤務日4日以上でクーリング期間の対象に	〈「8日以上」の判定時〉 4日以上必要	一般 精神	20日に達する日まではクーリング期間
1	木	病休(3)	1	1	○	
2	金					
3	土	週休日	2		○	週休日であっても特定病気休暇とみなされた→一般・精神に○印を付ける。
4	日	週休日	3		○	
5	月	病休(1)	4		○	
6	火	年休	5	要勤務日の日数 →「8日以上」の判定時のみ記入する。		
7	水					
8	木	病休(4)	6	1	○	特定病気休暇に挟まれた年次有給休暇→特定病気休暇とみなす。
9	金	年休	7	2	○	
10	土	週休日	8		○	
11	日	週休日	9		○	
12	月	年休	10	3	○	
13	火	病休	11	4	○	特定病気休暇の期間計算→上限まで負傷・疾病の種類は問わない。
14	水	病休(2)	12	5	○	
15	木	病休(1)	13	6	○	
16	金	週休日	14	「8日以上」の特定病気休暇のうち要勤務日が4日以上 →クーリング期間が始まる。		
17	土					
18	日	週休日	15			
19	月	年休(1)	16			2
20	火	休日	17			
21	水	出張	18			3
22	木	特休(1)	19			4
23	金	病休(1)	20		○	
24	土	週休日	21			
25	日	週休日	22			
26	月	年休(6)	23			11
27	火	病休	24		○	
28	水	病休等が長期にわたる→日数以外は、中間を「→」で記入して差し支えない。	25		○	
29	木		26		○	
30	金		27		○	
31	土		病休	28		○

注1 精神疾患の場合は90日を超える期間の特定病気休暇を承認することができる(ただし、180日を超えることはできない。)  
 注2 「サービスの状況」欄における休暇等について、時間単位のもの、その時間数を「(○)」と併記する。  
 注3 「病休通算判定期間(クーリング期間)」欄には、休職から復職後に係るものを含む。



平成18年9月19日

各市町教育委員会教育長 様

広島県教育委員会教育長  
(教 職 員 課)  
(健 康 福 利 課)

広島県教職員職場復帰サポートシステム実施要綱の制定等について (通知)

近年、教職員の精神疾患による病気休職者が増加する傾向にありますが、これまで休職者の職場復帰への支援については各所属に任されていることから対応が様々であるため、この度、新たに広島県教職員職場復帰サポートシステム実施要綱を制定し、精神疾患の病気休職者の円滑な職場復帰及び病気の再発防止を図るとともに、学校教育の円滑な運営に資することとしました。

また、この要綱制定に伴い、職場復帰サポートシステム啓発用パンフレット及び広島県教職員職場復帰サポートシステムQ&Aを作成しましたので、関係教職員へ制度の周知を行うとともに次の事項に留意して適切に運用してください。

1 広島県教職員職場復帰サポートシステム実施要綱について

(1) 対象者

広島県教育委員会の任命に係る本庁各課・室、地方機関、県立学校、市町立学校(学校給食共同調理場を含む。以下同じ。)及び学校以外の教育機関の教職員のうち精神疾患による病気休職者

(2) サポートシステムの概要

① 支援の概要

- 休職中の支援 — 所属長による休職者の現況把握及び助言等
- 復職前の支援 — 休職者の病状が回復し復職しようとする場合における1か月程度の復職プログラム(休職中に各職場での計画的・段階的な勤務)の実施
- 復職後の支援 — 休職者が復職した場合における一定期間の校務分掌の配慮や相談体制の整備

② サポートチームの設置

県教育委員会等の関係課職員で構成するサポートチームを置き、必要に応じて所属長及び休職者に対する指導及び助言を行う

③ 報告等

この要綱に定める報告等については、休職者の所属により次のとおりとする。

- 事務局職員については、管理部総務課
- 県立学校教職員及び市町立学校の県費負担教職員については、管理部教職員課  
なお、市町立学校の県費負担教職員に関する報告等については、所管の市町教育委員会及び教育事務所を経由することとする。

④ 民間保険の適用

復職プログラムを実施する場合は、県教委は休職者を被保険者とする傷害保険等に入することとする。

(3) 施行年月日

平成18年9月19日から施行する。

ただし、復職プログラムの実施及び民間保険に関する規定は平成18年10月1日から施行する。

2. 留意点

職場復帰サポートシステムの実施に関しては、特に次の事項に留意するとともに、広島県教職員職場復帰サポートシステムQ&Aなどを参考にして適切に運用してください。

- 職場復帰に当たっては、病気をしっかり治してから復職することが大事であること。
- 休職者の個人情報などのプライバシーの保護や健康状況に十分留意する必要があること。
- 復職プログラムは、主治医から医学的に職場への復帰が可能という診断がなされた休職者について、本人の同意のもとに実施するものであること。
- 復職に当たっての神経・精神障害審査会は従来どおり実施するが、これまでの経過観察に代えて復職プログラムの実施状況を審査の資料とするものであること。



文書分類記号
B1070
保存年限

平成18年9月19日

本庁各課・室長様  
各地方機関の長様  
各県立学校長様  
学校以外の各教育機関の長様

教 育 長  
(総務課)  
(教職員課)  
(健康福利課)

#### 広島県教職員職場復帰サポートシステム実施要綱の制定等について（通知）

近年、教職員の精神疾患による病気休職者が増加する傾向にありますが、これまで休職者の職場復帰への支援については各所属に任されていることから対応が様々であるため、この度、新たに広島県教職員職場復帰サポートシステム実施要綱を制定し、精神疾患の病気休職者の円滑な職場復帰及び病気の再発防止を図るとともに、学校教育の円滑な運営に資することとしました。

また、この要綱制定に伴い、職場復帰サポートシステム啓発用パンフレット及び広島県教職員職場復帰サポートシステムQ&Aを作成しましたので、関係教職員へ制度の周知を行うとともに次の事項に留意して適切に運用してください。

なお、教育事務所長におかれては、管内の市町教育委員会において事務が適切に行われるよう指導してください。

#### 1 広島県教職員職場復帰サポートシステム実施要綱について

##### (1) 対象者

広島県教育委員会の任命に係る本庁各課・室，地方機関，県立学校，市町立学校（学校給食共同調理場を含む。以下同じ。）及び学校以外の教育機関の教職員のうち精神疾患による病気休職者

##### (2) サポートシステムの概要

###### ① 支援の概要

- 休職中の支援 — 所属長による休職者の現況把握及び助言等
- 復職前の支援 — 休職者の病状が回復し復職しようとする場合における1か月程度の復職プログラム（休職中に各職場での計画的・段階的な勤務の実施

○復職後の支援 — 休職者が復職した場合における一定期間の校務分掌の配慮や相談体制の整備

② サポートチームの設置

県教育委員会等の関係課職員で構成するサポートチームを置き、必要に応じて所属長及び休職者に対する指導及び助言を行う

③ 報告等

この要綱に定める報告等については、休職者の所属により次のとおりとする。

○ 事務局職員については、管理部総務課

○ 県立学校教職員及び市町立学校の県費負担教職員については、管理部教職員課

なお、市町立学校の県費負担教職員に関する報告等については、所管の市町教育委員会及び教育事務所を経由することとする。

④ 民間保険の適用

復職プログラムを実施する場合は、県教委は休職者を被保険者とする傷害保険等に加えることとする。

(3) 施行年月日

平成18年9月19日から施行する。

ただし、復職プログラムの実施及び民間保険に関する規定は平成18年10月1日から施行する。

2 留意点

職場復帰サポートシステムの実施に関しては、特に次の事項に留意するとともに、広島県教職員職場復帰サポートシステムQ&Aなどを参考にして適切に運用してください。

- 職場復帰に当たっては、病気をしっかり治してから復職することが大事であること。
- 休職者の個人情報などのプライバシーの保護や健康状況に十分留意する必要があること。
- 復職プログラムは、主治医から医学的に職場への復帰が可能という診断がなされた休職者について、本人の同意のもとに実施するものであること。
- 復職に当たっての神経・精神障害審査会は従来どおり実施するが、これまでの経過観察に代えて復職プログラムの実施状況を審査の資料とするものであること。

## 広島県教職員職場復帰サポートシステム実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、広島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が任命する教職員のうち精神疾患による病気休職者（以下「休職者」という。）の円滑な職場復帰及び当該教職員の精神疾患の再発防止を図るために必要な措置を講じることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、所属長とは、本庁各課・室、地方機関、県立学校、市町立学校（学校給食共同調理場を含む。以下同じ。）及び学校以外の教育機関の長をいう。  
2 この要綱に基づき、所属長が県教育委員会に書類を報告又は提出する場合の報告又は提出先は、事務局の職員については管理部総務課、県立学校及び市町立学校の教職員については管理部教職員課とする。

### (県費負担教職員に関する報告等)

第3条 この要綱に基づき、市町立学校長が県教育委員会に対して報告又は提出を行う場合は、所管の市町教育委員会及び教育事務所を経由して行うこととする。

### (職場復帰サポートシステム)

第4条 県教育委員会は、休職者に対して、広島県教職員職場復帰サポートシステム（以下「サポートシステム」という。）として、次条から第7条までに規定する支援を行うこととする。  
2 サポートシステムの実施に当たっては、所属長は、休職者及び主治医等と十分な連携を取りながら行うこととする。  
3 サポートシステムの実施に当たっては、県教育委員会等の関係課職員で構成するサポートチームを置くこととし、サポートチームは、必要に応じて所属長及び休職者に対する指導及び助言を行うこととする。

### (休職中の支援)

第5条 所属長は、所属の教職員が精神疾患により休職となった場合は、休職開始時及びその後3か月ごとに休職者の現況を把握するとともに、必要に応じて、休職者に対して適切な助言等を行うものとする。  
2 所属長は、前項の規定により休職者の現況を把握するときに、休職者及び主治医等にサポートシステムの目的、内容等について説明することとする。  
3 所属長は、第1項の規定により休職者の現況を把握したときは、速やかに別記様式第1号の療養状況報告書により県教育委員会に報告しなければならない。

### (復職前の支援)

第6条 休職者の病状が回復し、復職しようとする場合は、所属長は、休職者の円滑な職場復帰を図るために、休職中に1か月程度の試験的勤務（以下「復職プログラム」という。）を実施することとする。  
2 所属長は、休職者が復職プログラムの実施を希望する場合は、主治医の診断書とともに別記様式第2号の復職プログラム実施願を提出させることとする。  
3 所属長は、前項の書類を受理したときは、休職者及び主治医等と協議して復職プログラム実施計画を作成することとする。  
4 所属長は、復職プログラムを実施しようとするときは、復職プログラム実施願、主治医の診断書及び別記様式第3号の復職プログラム実施計画書を県教育委員会に提出しなければならない。

- 5 所属長は、神経・精神障害審査会の予備審査を経て、復職プログラムを実施することとする。

#### (復職後の支援)

- 第7条 休職者が復職した場合は、所属長は、休職者が精神的なゆとりがもてるように、校務分掌の軽減や相談体制の整備等必要な措置を一定期間講じることとする。
- 2 所属長は、面談などにより休職者の復職後の状況を把握するとともに、復職して1か月経過後に別記様式第4号の復職後状況報告書により休職者の復職後の状況を県教育委員会に報告しなければならない。

#### (復職プログラム実施計画)

- 第8条 所属長は、第6条第3項に規定する復職プログラム実施計画の作成に当たっては、休職者の状況に応じて、1か月程度の期間で段階的に勤務時間及び勤務内容を拡大していくこととする。
- 2 復職プログラム実施計画の最終段階では、休職者の状況に応じて、復職後の勤務時間及び勤務内容に準じた勤務を行うこととする。

#### (復職プログラムの実施)

- 第9条 所属長は、復職プログラムを実施する場合は、あらかじめ休職者への助言及び指導に当たる教職員を決定し、復職プログラム実施計画に応じた職場環境の整備を行うなど、復職プログラムが円滑に行われるよう配慮することとする。
- 2 所属長は、復職プログラムを、原則として休職者の所属において実施することとする。
- 3 所属長は、休職者の復職プログラムの実施状況について把握し、別記様式第5号の復職プログラム実施状況報告書を作成することとする。

#### (復職プログラムの中止等)

- 第10条 所属長は、復職プログラム実施中に、復職プログラムの実施又は所属の業務運営について支障が生じ、又は生じるおそれがある場合は、復職プログラムの実施内容を変更し、又は中止することとする。
- 2 所属長は、前項の規定により復職プログラムを変更し、又は中止する場合には、休職者及び主治医等の意見を聞くこととする。
- 3 所属長は、復職プログラムを変更し、又は中止した場合は、別記様式第6号の復職プログラム変更等届により県教育委員会に報告しなければならない。

#### (復職プログラムの終了)

- 第11条 所属長は、復職プログラムを終了した場合は、速やかに復職プログラム実施状況報告書を県教育委員会に提出しなければならない。
- 2 県教育委員会は、前項の復職プログラム実施状況報告書を復職審査の資料とすることとする。

#### (保険への加入)

- 第12条 県教育委員会は、所属長が復職プログラムを実施する場合は、休職者を被保険者とする傷害保険及び復職プログラムの実施に起因して他人の身体及び財産の滅失について損害賠償責任が生じる場合の賠償責任保険に加入することとする。
- 2 保険に関する事務手続は、県教育委員会で行うこととする。

#### (その他)

- 第13条 この要綱に定めるものを除くほか、サポートシステムの実施に関して必要な事項は、別に定める。



附 則

この要綱は、平成18年9月19日から施行する。ただし、第9条から第12条までの規定は、平成18年10月1日から施行する。

平成 24 年 2 月 16 日

各市町教育委員会教育長様  
(広島市教育委員会を除く)

広島県教育委員会教育長  
公立学校共済組合中国中央病院長

広島県公立学校復職トレーニング実施要領等の一部改正及び  
平成 24 年度広島県公立学校復職トレーニング参加希望者の  
募集について (通知)

このことについて、別紙のとおり改正しました。

については、平成 24 年度第 1 期及び第 2 期の参加希望者を募集しますので、別紙「広島県公立学校復職トレーニング実施要領」、「広島県公立学校復職トレーニング Q & A」及び「復職トレーニングカリキュラム」を関係教諭に周知していただき、参加希望者がある場合は、次により、期日までに所定の手続きを行ってください。

1 実施期間及び募集期間

- 第 1 期 実施期間：平成 24 年 5 月 22 日 (火) ～平成 24 年 7 月 31 日 (火)  
募集期間：平成 24 年 2 月 20 日 (月) ～平成 24 年 3 月 23 日 (金)
- 第 2 期 実施期間：平成 24 年 10 月 2 日 (火) ～平成 24 年 12 月 11 日 (火)  
募集期間：平成 24 年 7 月 2 日 (月) ～平成 24 年 7 月 31 日 (火)

2 提出書類

- ・復職トレーニング参加申請書 (様式第 1 号)
- ・復職トレーニングに係る診断書 (様式第 2 号)
- ・復職トレーニング参加申請確認書 (様式第 3 号)

3 提出先

広島県教育委員会事務局管理部健康福利課

4 その他

事前面接の期日については、必要書類提出後、公立学校共済組合中国中央病院 (以下「病院」という。) において日程調整を行い、病院が通知します。  
(面接実施場所：病院)

5 留意点

- (1) このトレーニングは、休職者が任意に参加するものであり、広島県職場復帰サポートシステム実施の前提となるものではありません。
- (2) 休職者の個人情報の保護に十分留意してください。

担当 健康福利課健康管理係  
電話 082 - 513 - 4956  
(担当者 藤本)

平成 24 年 2 月 16 日

各 県 立 学 校 長 様

広島県教育委員会教育長  
公立学校共済組合中国中央病院長

広島県公立学校復職トレーニング実施要領等の一部改正及び  
平成 24 年度広島県公立学校復職トレーニング参加希望者の  
募集について（通知）

このことについて、別紙のとおり改正しました。

については、平成 24 年度第 1 期及び第 2 期の参加希望者を募集しますので、別紙「広島県公立学校復職トレーニング実施要領」、「広島県公立学校復職トレーニング Q & A」及び「復職トレーニングカリキュラム」を関係教諭に周知していただき、参加希望者がある場合は、次により、期日までに所定の手続きを行ってください。

1 実施期間及び募集期間

第 1 期 実施期間：平成 24 年 5 月 22 日（火）～平成 24 年 7 月 31 日（火）

募集期間：平成 24 年 2 月 20 日（月）～平成 24 年 3 月 23 日（金）

第 2 期 実施期間：平成 24 年 10 月 2 日（火）～平成 24 年 12 月 11 日（火）

募集期間：平成 24 年 7 月 2 日（月）～平成 24 年 7 月 31 日（火）

2 提出書類

- ・復職トレーニング参加申請書（様式第 1 号）
- ・復職トレーニングに係る診断書（様式第 2 号）
- ・復職トレーニング参加申請確認書（様式第 3 号）

3 提出先

広島県教育委員会事務局管理部健康福利課

4 その他

事前面接の期日については、必要書類提出後、公立学校共済組合中国中央病院（以下「病院」という。）において日程調整を行い、病院が通知します。

（面接実施場所：病院）

5 留意点

- (1) このトレーニングは、休職者が任意に参加するものであり、広島県職場復帰サポートシステム実施の前提となるものではありません。
- (2) 休職者の個人情報の保護に十分留意してください。

担当 健康福利課健康管理係

電話 082 - 513 - 4956

（担当者 藤本）

## 広島県公立学校復職トレーニング実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、復職トレーニング（以下「トレーニング」という。）の実施に関して必要な事項を定めることによって、復職可能には至らないものの、それに近い状態にある精神疾患による病氣休職者がその職場に円滑に復職することを支援するとともに、復職後の再発を防止することを目的とする。

### (共同実施)

第2条 広島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）及び公立学校共済組合中国中央病院（以下「病院」という。）は、前条の目的を達するため、連携してトレーニングを実施することとする。

2 県教育委員会は、次の各号のトレーニングに係る事務を行うこととする。

- 一 参加募集
- 二 参加申請の受理、参加の可否及び中止決定の通知
- 三 その他実施に関わって必要な事務及び乙への情報提供

3 病院は、次の各号のトレーニング及びそれに係る事務を行うこととする。

- 一 参加の可否及び中止の決定（参加希望者との面接及び県教育委員会への参加可否決定の通知を含む。）
- 二 集団精神療法、模擬授業及びグループワーク
- 三 県教育委員会への終了に係る報告又は中止に係る報告
- 四 その他実施に関わって必要な事務

### (トレーニングの期間)

第3条

- 一 トレーニングは、毎年度2期に分けて行うこととする。
- 二 第1期目は5月から7月の間に、第2期目は10月から12月の間に実施することとし、各期とも、毎週1回計11回実施することとする。

### (対象者)

第4条 トレーニングの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第9項から第11項（第49条、第62条及び第82条において準用する場合を含む。）に規定する主幹教諭、指導教諭及び教諭（ただし、県教育委員会が任命権を有する者に限る。）で精神疾患による病氣休職者とする。

### (トレーニングの実施場所)

第5条 トレーニングは、病院で実施することとする。

(トレーニングの参加手続)

第6条 トレーニングに参加を希望する者は、様式第1号の復職トレーニング参加申請書(以下「申請書」という。)及び様式第2号の復職トレーニングに係る診断書(以下「診断書」という。)を校長に提出することとする。

2 校長は、申請書、診断書及び様式第3号の復職トレーニング参加申請確認書を県教育委員会に送付することとする。

3 市町立学校については、市町教育委員会を経由して県教育委員会に送付することとする。

4 県教育委員会は、前2項の規定による申請があった場合は、病院へこれらの書類及び様式第4号の復職トレーニング参加希望者一覧を提出することとし、病院はトレーニング参加希望者の事前面接を行うこととする。

5 病院は、トレーニング参加の可否を決定し、様式第5号の復職トレーニング参加可否決定一覧を県教育委員会に通知することとし、県教育委員会はその結果を様式第6号「復職トレーニング参加可否決定通知書」により、トレーニング参加希望者へ通知することとする。

なお、トレーニング参加希望者への通知は、校長を経由して通知することとする。また、市町立学校所属の者については、市町教育委員会及び校長を経由して通知することとする。

(トレーニングの中止)

第7条 トレーニング参加者から校長に対し様式第7号の復職トレーニング中止届出書(以下「届出書」という。)が提出された場合は、校長は速やかにこれを県教育委員会に提出することとする。

なお、市町立学校所属の者については、市町教育委員会を経由して県教育委員会に提出することとする。

2 病院は、トレーニング参加者の状態を判断し、必要がある場合にはトレーニングの中止を決定することができる。この場合において、病院は、様式第8号の復職トレーニング中止決定書(以下「中止決定書」という。)により県教育委員会に通知することとする。

3 病院は、第1項に定める届出書が県教育委員会へ提出された場合はトレーニングの中止を決定する。その際、県教育委員会は様式第9号の復職トレーニング中止決定通知書により、校長を経由してトレーニング参加者へ通知することとし、前項に定める中止決定書の通知があった場合も同様とする。

なお、市町立学校所属の者については、市町教育委員会及び校長を経由して通知することとする。

(トレーニングの結果報告)

第8条 病院は、トレーニングを終了又は中止した者について様式第10号の復職トレーニング終了(中止)報告書により、県教育委員会に結果報告を行うこととする。

(書類の提出先)

第9条 県教育委員会に書類を提出する場合の提出先は、県教育委員会事務局管理部健康福祉課とする。

(保険への加入)

第10条 病院は、トレーニングを実施する場合は、トレーニング参加者を被保険者とする傷害保険及びトレーニングの実施に起因して他人の身体及び財産の滅失について損害賠償責任が生じる場合の賠償責任保険に加入することとする。

2 保険に関する事務手続は、病院で行うこととする。

(その他)

第11条 この要領の実施に関し、必要な事項は、県教育委員会と病院が協議の上、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年1月8日から施行する。

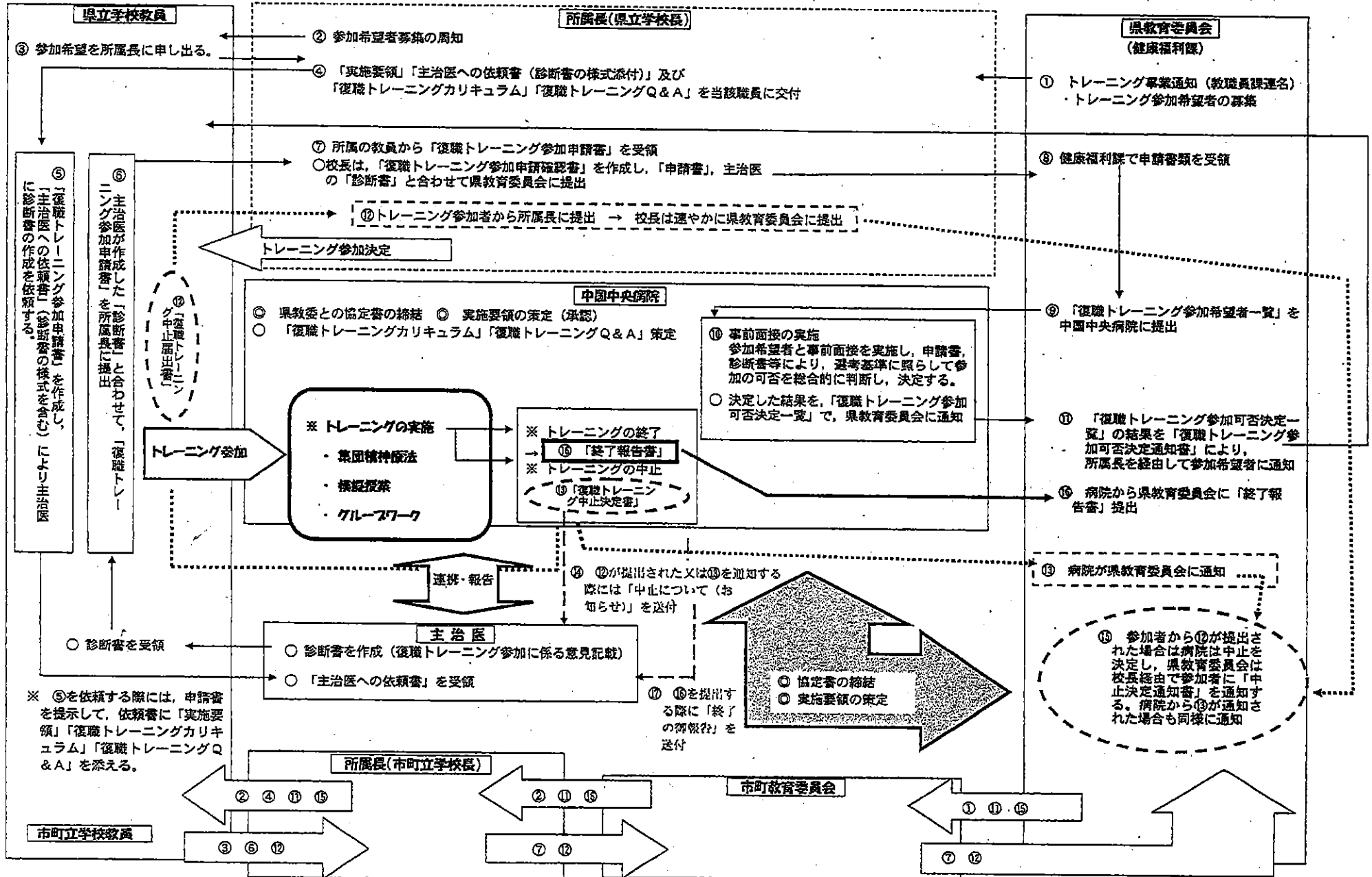
附 則

この要領は、平成24年2月16日から施行する。

復職トレーニングカリキュラム

	午 前		昼食	午 後			スタッフ			目 的 等
	10:30~11:00	11:10~12:00	12:00 ~ 13:00	13:00~13:50	14:00~14:50	15:00~15:30	医 師	臨 床 心 理 士	教 育 専 門 家	
	事 前 面 接							○		
1	オリエンテーション			親 睦 ゲ ー ム			○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 集団事業の目的・内容等を理解する。</li> <li>・ 緊張をゆるめ、仲間意識を高める。</li> <li>・ 評価測定のための心理テストの実施。</li> </ul>
2	ミーティング	集団精神療法①		模 擬 授 業 事 前 作 業		感想・意見交換 ・ 記録		○	○	<p>集団精神療法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同じ立場同士での会話により、孤独感を緩和し、周囲の体感や意見から自己を振り返り、再就職防止のヒントを得る。(以降同様の内容を実施)</li> </ul> <p>模擬授業事前作業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業に関する不安感を共有する。</li> <li>・ 他の人の指導案を見て、模擬授業できそうなものを探す。</li> </ul>
3	ミーティング	集団精神療法②		リ ラ ク ゼ ー シ ョ ン		感想・意見交換 ・ 記録		○		<p>リラクゼーション</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ストレスマネジメント学習・リラクゼーション体験の実施によりストレス対処法の幅を広げる。(以降同様の内容を実施)</li> </ul>
4	ミーティング	模 擬 授 業 ①		模 擬 授 業 ②	模 擬 授 業 ③	感想・意見交換 ・ 記録		○	○	<p>模擬授業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教壇に立つ感覚と、教師としての自信・アイデンティティを取り戻す。(以降同様の内容を実施)</li> </ul>
5	ミーティング	集団精神療法③		芸 術 療 法 ①	芸 術 療 法 感 想 ①	感想・意見交換 ・ 記録		○		<p>芸術療法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己を表現する楽しみを味わい、自己理解を促す。(以降同様の内容を実施)</li> </ul>
6	ミーティング	模 擬 授 業 ④		模 擬 授 業 ⑤	模 擬 授 業 ⑥	感想・意見交換 ・ 記録		○	○	
7	ミーティング	集団精神療法④		リ ラ ク ゼ ー シ ョ ン		感想・意見交換 ・ 記録		○		
8	ミーティング	模 擬 授 業 ⑦		指 導 案 作 成		感想・意見交換 ・ 記録		○	○	<p>指導案作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導案作成により、思考力・作業能力の回復程度を確認し、復帰のリアリティを高める。</li> </ul>
9	ミーティング	ロールプレイ		芸 術 療 法 ②	芸 術 療 法 感 想 ②	感想・意見交換 ・ 記録		○		<p>ロールプレイ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニケーション場面のロールプレイの実施により、他の者との接遇の見直し又は新たな方法を見つけ出す。</li> </ul>
10	ミーティング	集団精神療法⑤		リ ラ ク ゼ ー シ ョ ン		感想・意見交換 ・ 記録		○		
11	ミーティング	集団精神療法⑥		ま と め ( 結 果 )				○		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トレーニングの学びをお互いに振り返り、成果を確認</li> <li>・ 各自の課題を知ることで職場復帰サポートシステムに向けた意欲を高める。</li> </ul>
	終 了 面 接							○		

広島県公立学校復職トレーニング事業（事務フロー）





平成23年度メンタルヘルス相談等事業

お気軽に御相談ください。(秘密は厳守されます。)

H23.12.21

利用対象者	公立学校共済組合広島支部組合員本人(仕事上のストレスや人間関係、家庭問題などで体調が思わしくない人、最近からだもこころも重いと感じている人、専門医に相談に行ってみたかった人 など)
相談場所	共済組合が指定した専門医療機関(下表のとおり)
相談内容	仕事、職場の人間関係、自分自身、家庭内、近隣社会、その他の問題
費用負担	年間1人当たり2回まで無料 ただし、相談の結果、投薬等の医療行為を行う場合は、自己負担となります。(健康保険対応)
利用方法	① 電話で希望する医療機関に直接予約してください。 この時に、「公立学校共済組合員」であることを伝えてください。 ② 予約した日時に、医療機関へ行ってください。 組合員本人の確認のため、「組合員証」を必ず持参し、医療機関に提示してください。
その他	個人情報は全て医療機関で管理され、秘密は厳守されます。

【指定専門医療機関】

医療機関名	所在地	相談予約方法及び 連絡番号	予約受付時間 (診療時間とは 異なる場合がある)	アクセス
清川神経科内科 クリニック (清川育男院長)	広島市中区 八丁堀4-15	電話：082-227-5111	月～土 (水・土は午後休診) 9:00～13:00 15:00～18:00	広電バス牛田線⑥ 京口門下車 職会館前・ビル3階
じんじん 神人クリニック (神人勉院長)	広島市東区 若草町18-46	電話：082-261-0600	月～土 (水・土は午後休診) 9:00～13:00 15:00～18:00	JR広島島新幹線口 二葉通り代々木ゼミ向かい
森岡神経内科 (森岡荘充院長)	広島市安佐北区 可部南四丁目9-17	電話：082-819-0006	月～土 (木・土は午後休診) 8:30～12:00 14:00～18:00	JR：可部駅から南へ徒歩 5分、バス：「文教女子大前」 下車、可部方面徒歩3分、 車：国道54号線沿い、太田 川橋を渡り可部方面へ約1K m
心療内科 村岡クリニック (村岡満太郎院長)	呉市中央二丁目6-10 村上ビルⅡ4階	電話：0823-32-2223	月～土 (木は休診) 9:00～12:00 14:00～18:00 土は9:00～12:00 14:00～17:00	JR呉駅から北東へ徒歩5分
わかみやメンタル クリニック (若宮真也院長)	東広島市西条上市町 5-5 総合不動産ビル3階	電話：082-431-6110	月～土 (午後は月・金のみ) 9:00～12:00 14:30～18:30	JR西条駅から徒歩10分、 イズミゆめタウン横
押尾クリニック (押尾雅友院長)	三原市城町一丁目 12-23-1	電話：0848-67-8766	月～土 (水・土は午後休診) 9:00～12:30 15:00～18:30 土は9:00～14:00	JR三原駅から南へ徒歩5分
馬野神経科 クリニック (馬野育次院長)	福山市野上町三丁目 1-29	電話：084-928-0088	月～金 (木は休診) 8:30～13:30 15:00～19:00 土 8:30～16:00	JR福山駅前から鞆鉄バス鞆 行き「野上町」バス停下車、草 戸大橋方面徒歩1分
三次病院 (佐々木康史院長)	三次市栗屋町1731	電話：0824-62-2888	月～土 (木・土は午後休診) 8:30～17:00	JR三次駅から車で10分

公立学校共済組合広島支部「健康心理相談事業」(臨床心理士)の相談

利用対象者	公立学校共済組合広島支部組合員本人 (仕事上のストレスや人間関係、家庭問題、自身の体調などで悩んでいる人 など)
相談員	こころの健康心理相談員(臨床心理士【スクールカウンセラー経験者】)が対応します。
相談内容	① 職場の人間関係、家族関係、自分自身の身体状況等こころの悩み全般に関する相談(ただし、スクールカウンセラーが担当する児童・生徒に関する問題は除きます。) ② メンタルヘルスセミナーの実施
相談場所	相談員が所属所を訪問します。
相談料	無料
利用方法	所属所長を通じて広島支部に相談日時の申込みをしていただきます。
その他	個人情報全て相談員が適正に管理しますので、秘密は厳守されます。

公立学校共済組合広島支部「産業カウンセラーによる面接相談」

利用対象者	公立学校共済組合広島支部組合員本人及びその家族(職場、家庭、子供の不登校やウツ、夫婦間の悩み、近隣の問題等でお悩みの人、病院に行くほどでもないけど…なんかもやもやしている人 など)
相談員	産業カウンセラー
相談内容	仕事、職場の人間関係、自分自身、家庭内、近隣社会、その他の問題
相談場所	① (社) 日本産業カウンセラー協会中国支部広島事務所【カウンセリングルーム】 〒730-0016 広島市中区鞆町3-1 第3山県ビル5階 アクセス: 広電白島線「女学院前」から徒歩5分 電話: 082-223-7470 *福山、三次市内でもカウンセリングを受けることができます。 ② (社) 日本産業カウンセラー協会中国支部岡山事務所【カウンセリングルーム】 〒700-0904 岡山市北区柳町1丁目4-8 みのるガーデンビル2階 アクセス: JR岡山駅東口から徒歩15分 電話: 086-224-4050
費用負担	無料(利用制限なし)
利用方法	① 電話で、広島事務所又は岡山事務所に直接予約してください。 この時に、「公立学校共済組合員」であることを伝えてください。 (福山、三次市内でカウンセリングを希望される方は、広島事務所に連絡してください。) ② 予約した日時に、【カウンセリングルーム】へ行ってください。 〈予約受付日時〉 月曜日～金曜日 10:00～16:30 〈相談時間〉 10:00～20:00(土・日・祝日も可能です。)
その他	個人情報は全て産業カウンセラー協会で管理され、秘密は厳守されます。

広島県教育委員会「管理職専用メンタルヘルズ相談」

- ・利用対象者: ① 県立学校の管理職(校長、教頭、事務長、部主事)  
② 教育委員会事務局の管理職

・面接による相談(みやもとクリニックは、電話相談も受け付けます。), 相談回数は制限なし。(無料)

医療機関名 (相談医師)	所在地	相談方法	相談予約方法及び連絡番号	予約受付時間	アクセス
京橋心療クリニック (大田垣洋子副院長)	広島市南区 京橋町1-2	面接	電話 082-262-3000	月・火・水・金 9:00～12:30 14:30～18:00	「広島駅」から徒歩3分
宇品神田クリニック (東方田芳邦院長)	広島市南区 宇品神田1-8-21	面接	電話 082-253-5344	月～土 (水・土は午後休診) 9:00～12:30 14:30～18:00	広電「宇品2丁目」電停北・フ レーザー分岐側 真向かい
心療内科村岡クリニック (村岡徹太郎院長)	呉市中央2丁目 6-10 村上ビルII4階	面接	電話 0823-32-2223	月～土 (木は休診) 9:00～12:00 14:00～18:00 土は9:00～12:00 14:00～17:00	JR呉駅から北東へ徒歩5分
みやもとクリニック (宮本慶一院長)	尾道市西御所3-5	面接 電話	電話 0848-20-1891	月～土 (木は休診) 9:00～12:30 15:00～18:00	JR「尾道駅」から 西に徒歩3分
その他	個人情報は全て医療機関で管理され、秘密は厳守されます。				

5. 公立学校共済組合中国中央病院「メンタルヘルス相談事業」

利用対象者	公立学校共済組合員及びその被扶養者
相談員	岡山大学教育学部教授 山本 力
相談内容	職場の人間関係やストレス、家庭内の問題、自分の悩み、自分さがし等
相談場所	公立学校共済組合中国中央病院 〒720-0001 福山市御幸町大字上岩成148-13 電話：084-970-2291
費用負担	無料。一定の「交通費」を支給しますので、組合員証と印鑑を持参してください。
利用方法	① 電話で、直接予約してください。 この時に、「メンタルヘルス予約」と伝えてください。予約時に「組合員証」の確認がありますので、手元に準備しておいてください。 ② 予約した日時に、中国中央病院へ行ってください。 《予約受付日時》 月曜日～金曜日（祝日は除く。）14:00～17:00 《面接日時》 予約時に確認してください。
その他	個人情報は全て医療機関で管理され、秘密は厳守されます。

6. 公立学校共済組合中国中央病院「心の悩みサポート」(電話相談)

開設日	毎週水曜日 15:00～17:00
利用対象者	公立学校共済組合員（匿名での相談が受けられます。）
相談員	公立学校共済組合中国中央病院 心理療法士
相談内容	職場の人間関係やストレス、自分の悩みなど
電話番号等	0120-503-110 [相談料・通話料無料] ※携帯電話・PHSからも利用できます。
その他	個人情報は全て医療機関で管理され、秘密は厳守されます。

7. 公立学校共済組合本部「専任員健康相談24」(電話相談)

開設日	24時間年中無休（ただし、メンタルヘルスカウンセリングは9:00～22:00）
利用対象者	公立学校共済組合員及び家族（匿名での相談が受けられます。）
相談員	医師、保健師、助産師、看護師、管理栄養士などの専門職員
相談内容	健康・医療、医療機関の案内、メンタルヘルスカウンセリング、介護など
電話番号等	0120-24-8349 [相談料・通話料無料] ※携帯電話・PHSからも利用できます。
その他	守秘義務にのっとりプライバシー保護が厳守されます。

8. 公立学校共済組合本部「面談によるメンタルヘルス相談事業」

利用対象者	公立学校共済組合員及びその被扶養者
相談員	心理カウンセラー
相談内容	職場の人間関係やストレス、自分の悩みなど
相談場所	全国のカウンセリングルーム
費用負担	5回まで無料、1回につき約50分
予約受付時間	9:00～21:00（月曜日～金曜日） 9:00～16:00（土曜日） （日・祝祭日・12月31日～1月3日を除く。）
予約受付番号	0120-783-269 [通話料無料] ※携帯電話・PHSからも利用できます。
その他	守秘義務にのっとりプライバシー保護が厳守されます。

平成 23 年 4 月 1 日

各 所 属 所 長 様

公立学校共済組合広島支部長

メンタルヘルス相談等事業（臨床心理士派遣）に係る運用の  
一部見直しについて（通知）

当支部では、組合員のメンタル不調の未然防止、早期発見とその対応及び再発防止を図るため、希望のある所属所へ「こころの健康心理相談員」（スクールカウンセラーの業務経験を有する臨床心理士）を派遣してメンタルヘルス相談等を行う事業を平成 21 年 10 月から実施しています。

組合員の皆様がさらに利用していただきやすいよう、この度、次のとおり運用を一部見直しました。これに伴い、平成 21 年 10 月 19 日付通知「メンタルヘルス相談等事業（臨床心理士派遣）Q & A」を別紙のとおり改正しましたので、貴所属所組合員へ周知して下さるようお願いいたします。

当事業はメンタル不調について相談したいという希望のある組合員が勤務する所属所に、学校カウンセラーの経験がある臨床心理士が秘密厳守でお伺いします。所属にしながら心の専門家に直接相談ができます。また、この臨床心理士が講師となり、訪問した所属所でメンタルヘルスセミナーを開催することもできます。詳しい事業概要等については、別紙「メンタルヘルス相談等事業（臨床心理士派遣）実施要領」を参考にしてください。

【見直しの内容】

- 同一年度内の相談回数の制限を設けないこととした。
- 派遣日を毎週火曜日に限定せず、所属所が希望する日時を相談員と相談の上、決定することとした。

担当 健康管理係

電話 082-513-4956

（担当者 藤本）

# メンタルヘルス相談を職場でしてみませんか？

## 臨床心理士派遣によるメンタルヘルス相談等事業

### ～ 心の悩みを話してみませんか

公立学校共済組合広島支部では、「こころの健康心理相談員」として、臨床心理士を所属所に派遣して、組合員の心の健康問題の解決を支援する事業を平成21年10月から実施しています。

これにより、産業カウンセラーのカウンセリングルームにおける面接相談のほかに、皆様の勤務先でメンタルヘルス相談をすることができるようになりました。

秘密は厳守されますので、安心してご利用ください。

また、メンタルヘルスセミナーの実施についても、所属からの申込みを受付けています。

メンタルヘルスについての知識を職場で聴講できる機会として、是非ご利用ください。

#### 【利用対象者、相談内容等】

利用対象者	公立学校共済組合広島支部組合員本人の方です。 (仕事上のストレスや人間関係、家庭問題、自身の体調などで悩んでいる人 など)
相談員	こころの健康心理相談員(臨床心理士〔スクールカウンセラー経験者〕)が応対します。
相談内容等	① 職場の人間関係、家族関係、自分自身の身体状況等こころの悩み全般に関する相談(ただし、広島県教育委員会及び広島市教育委員会が委嘱するスクールカウンセラーを派遣している学校においては、スクールカウンセラーが担当する児童・生徒に関する問題は除きます。) ② メンタルヘルスセミナーの実施
相談場所	相談員が所属所を訪問します。
相談料	無料です。
利用方法	所属所長を通じて広島支部に事前に申込書を提出してください。 派遣日時については、相談員と調整の上、決定します。
その他	個人情報はずべて相談員が適正に管理しますので、秘密は厳守されます。

\* 利用方法等の詳細は、別紙「メンタルヘルス相談等事業(臨床心理士派遣)実施要領」及び「メンタルヘルス相談等事業(臨床心理士派遣)Q&A」をご覧ください。

なお、公立学校共済組合広島支部ホームページ「健康を考えるとき」にも掲載しています。

## 思いを話して、“心”を軽くしませんか

#### 問い合わせ先

公立学校共済組合広島支部

健康管理係

電話 082-513-4954



## メンタルヘルス相談等事業（臨床心理士派遣）実施要領

### （趣旨）

**第1条** 公立学校共済組合広島支部（以下「支部」という。）組合員のメンタル不調の未然防止，早期発見とその対応及び再発防止を図るため，所属所へ「こころの健康心理相談員」（以下「相談員」という。）を派遣して組合員本人のセルフケアの支援を行うとともに，管理職組合員に対して組合員相談対応や職場環境等の改善に係る助言等を行い，組合員の心の健康問題の解決を支援する。

### （実施内容）

#### 第2条

##### （1）メンタルヘルス相談

支部組合員（一般組合員・管理職組合員）を対象として，職場の人間関係，家族関係，自分自身の身体状況等，様々な心の悩みに関する相談業務を実施する。ただし，広島県教育委員会及び広島市教育委員会が委嘱するスクールカウンセラーを派遣している学校においては，スクールカウンセラーが担当する児童・生徒に関する問題を除く。

##### （2）メンタルヘルスセミナー

支部所属所において実施するメンタルヘルスに関するセミナーに，相談員を講師として派遣する。

### （派遣相談員）

**第3条** 相談員は，スクールカウンセラーの業務経験を有する臨床心理士の中から委嘱する。

### （実施方法）

#### 第4条

##### （1）メンタルヘルス相談

###### ア 申込

組合員が相談を希望する場合は，所属所長が別紙様式1の「メンタルヘルス相談（臨床心理士派遣）申込書」に必要事項を記入の上，支部に提出する。管理職組合員が相談を希望する場合も同様とする。

###### イ 派遣決定

支部は，日程等を所属所長と調整の上，相談員を派遣するものとし，別紙様式3の「メンタルヘルス相談等（臨床心理士派遣）決定通知書」により所属所長に通知する。

###### ウ 実施確認

相談員がメンタルヘルス相談業務を実施したときは，別紙様式4の「メンタルヘルス相談等（臨床心理士派遣）実施確認書」により所属所長による確認を受けるものとする。

(2) メンタルヘルスセミナー

ア 申込

講師として相談員の派遣を希望する場合は、所属所長が別紙様式2の「メンタルヘルスセミナー講師(臨床心理士派遣)申込書」に必要事項を記入の上、支部に提出する。

イ 派遣決定

支部は、申込書を基に相談員と調整の上、別紙様式3の「メンタルヘルス相談等(臨床心理士)派遣決定通知書」により所属所長に通知する。

ウ 実施確認

相談員がメンタルヘルスセミナーの講師を行ったときは、別紙様式4の「メンタルヘルス相談等(臨床心理士派遣)実施確認書」により所属所長による確認を受けるものとする。

(個人情報保護)

**第5条** 相談員は、当該事業実施に当たって知り得た個人情報を、相談者の承諾なく支部を含む第三者に知らせてはならない。

(補則)

**第6条** この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月19日から施行する。

## メンタルヘルス相談（臨床心理士派遣）申込書

平成 年 月 日

公立学校共済組合広島支部長様

所属所名 \_\_\_\_\_

所属所長名 \_\_\_\_\_ 印

※〇〇市（町）立等からご記入下さい。

（電話番号 \_\_\_\_\_）

次のとおり、臨床心理士（こころの健康心理相談員）の派遣を希望します。

派 遣 希 望		相 談 予 定 者 (職名・人数)
希望順位	希 望 日 時	
1	平成 年 月 日 ( ) 午前 午後	・ 人
2	平成 年 月 日 ( ) 午前 午後	・ 人
3	平成 年 月 日 ( ) 午前 午後	・ 人

※ 希望時間は「午前」又は「午後」のいずれかに○

## 【お申込みについてのご注意】

- こころの健康心理相談員の都合がご希望の日程に合わない場合もございます。その場合には別途日程調整をさせていただくこともありますので、ご承知おきください。
- 希望日程は2週間以降先の希望をお書きください。



メンタルヘルスセミナー講師（臨床心理士派遣）申込書

平成 年 月 日

公立学校共済組合広島支部長様

所属所名 \_\_\_\_\_

所属所長名 \_\_\_\_\_ 印

※〇〇市（町）立等からご記入下さい。

（電話番号 \_\_\_\_\_）

次のとおり、臨床心理士（こころの健康心理相談員）の派遣を希望します。

講演希望テーマ			
希望日時	第1希望	平成 年 月 日 ( )	午前 午後
	第2希望	平成 年 月 日 ( )	午前 午後
	第3希望	平成 年 月 日 ( )	午前 午後
対象者			
予定人数			
【講演内容についての要望、希望など】			
【その他】			

※ 希望時間は「午前」又は「午後」のいずれかに○

セミナー担当者 職・氏名	
メールアドレス	

<p>【お申込みについてのご注意】</p> <p>○ こころの健康心理相談員の都合がご希望の日程に合わない場合もございます。その場合には別途日程調整をさせていただくこともありますので、ご承知おきください。</p> <p>○ 希望日程は2週間以降先の希望をお書きください。</p>
---

## メンタルヘルス相談等事業（臨床心理士派遣）Q &amp; A

## 【メンタルヘルス相談】

**（問1） 対象者はどうなるのか。**

（答1） 公立学校共済組合広島支部組合員ご本人であればどなたでもご利用いただけます。

**（問2） 勤務先や共済組合に、相談内容を知られたくないのだが。**

（答2） 次の場合を除き相談員（こころの健康心理相談員〔臨床心理士〕）が相談内容を所属所長へ報告することはありません。

- 相談者本人が、相談員が所属所長に報告すること及びその報告内容について承諾している場合
- 相談員が相談者本人に確認し、相談者本人の承諾が得られた範囲内で、職場環境の改善など所属所としての対応が必要なことについて、報告すべきと判断した場合

また、この相談事業を実施する公立学校共済組合広島支部に対しては、相談員から、「メンタルヘルス相談等業務（臨床心理士派遣）実施報告書」が提出されることとなっています。

この報告書には、業務を実施した所属所名や実施日時を除き、相談者本人の承諾のない内容等については記載しないこととしています。

なお、相談者の個人情報はずべて相談員が公立学校共済組合個人情報保護方針（平成17年3月16日制定）及び公立学校共済組合個人情報保護規程（平成5年12月17日制定）に基づき適正に管理しますので、秘密は厳守されます。（また、臨床心理士には、倫理規程により相談者のプライバシー保護が義務付けられています。公立学校共済組合広島支部が実施している「指定専門医療機関による面接相談」など、全てのメンタルヘルス相談についても同様に秘密は厳守されています。）

**（問3） 臨床心理士というのは、どんな資格なのか。**

（答3） 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する資格であり、その有資格者は臨床心理士学を基本とした心理療法、カウンセリングなどを行っています。詳細は「財団法人日本臨床心理士資格認定協会」及び「一般社団法人日本臨床心理士会」のホームページをご覧ください。

なお、臨床心理士によるカウンセリングですので、医療機関による診療ではありません。

**（問4） 現在、心療内科や精神科でカウンセリングや精神療法を受けているのだが、相談の申込みができるか。**

（答4） 主治医に公立学校共済組合広島支部の委嘱を受けた臨床心理士のカウンセリングを受けてもよいか、相談してから、所属所長に申し出てください。

**(問5) 派遣費用や相談料などの負担は必要なのか。**

(答5) 費用は公立学校共済組合広島支部で負担しますので無料です。

**(問6) 派遣回数は決まっているのか。**

(答6) 相談回数の制限は特に設けておりません。

なお、他の所属所からの派遣希望の状況によっては、調整させていただく場合があります。

**(問7) カウンセリングが必要なかどうか迷っている。**

(答7) 「こころの健康心理相談員」は臨床心理学の専門的な知識経験とスクールカウンセラーの業務経験を持っており、かつ、秘密も守られますので、気軽にご相談されてみてはいかがでしょうか。

**(問8) 管理職員が職員についての相談をすることもできるか。**

(答8) 職場のメンタルヘルスには、管理職員の職員への理解や職員を取り巻く環境改善などが重要ですので、管理職員からの職場のメンタルヘルスについてのご相談や、ストレスを抱えた職員の方への対応についてのご相談もできます。

もちろん、管理職員ご自身の悩みについての相談もできます。

#### 【メンタルヘルスセミナー】

**(問9) メンタルヘルスセミナーのテーマはどんなものが考えられるのか。**

(答9) ストレス予防、コミュニケーションの改善やリラックス法などのテーマが考えられます。

#### 【共通】

**(問10) 派遣の日には決まっているのか。**

(答10) 所属所への派遣は、所属所が希望する日時を支部において、こころの健康心理相談員と調整の上、決定します。

**(問11) 派遣を申し込んでからどれくらい待つのか。**

(答11) 派遣希望日の2週間前までに所属所長から公立学校共済組合広島支部へ申し込みいただくことになっておりますが、支部が申込みを受け付けた後、こころの健康心理相談員と日程等の調整を行って相談日を所属所長へ連絡いたします。

申し込みが重複した場合など、ご希望の日程に合わない場合もございます。その場合には、別途日程調整をさせていただくこともありますので、ご承知おきください。

平成24年1月25日

各所属所長様

公立学校共済組合広島支部長

メンタルヘルス保持のためのストレスチェックの活用について（依頼）

このことについて、公立学校共済組合広島支部ホームページに、ストレスによる心身への影響をセルフチェックできる「職業性ストレス簡易評価ページ」（中央労働災害防止協会ホームページへのリンク）を掲載しました。

については、組合員の心身の健康管理への自覚を高めるため、積極的に御利用いただくよう、組合員への周知をお願いします。

【ストレスチェック（公立学校共済組合広島支部HP）掲載箇所】※別紙参照  
トップページ > 健康管理を考えるととき > 職業性ストレス簡易評価

担当 健康管理係  
電話 082-513-4956  
（担当者 藤本）

## 職業性ストレス簡易評価ページ

- ✓ 仕事のストレス
- ▣ 最近1か月のストレス

### 職業性ストレス簡易評価ページ (仕事のストレス)

あなたの仕事についてうかがいます。 最も当てはまるものを選んでください。	そう だ	まあ まあ	やや やう	ちが う
1 非常にたくさんのごとをしなければならない	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
2 時間内に仕事が処理しきれない	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
3 一生懸命働かなければならない	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
4 かなり注意を集中する必要がある	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
5 高度の知識や技術が必要なむずかしい仕事だ	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
6 勤務時間中はいつも仕事のことを考えていなければならない	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
7 からだを大変よく使う仕事だ	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
8 自分のペースで仕事ができる	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
9 自分で仕事の順番・やりかたを決める事ができる	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
10 職場の仕事の方針に自分の意見を反映できる	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
11 自分の技能や知識を仕事で使うことが少ない	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
12 私の部署内で意見のくい違いがある	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
13 私の部署と他の部署とはうまが合わない	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
14 私の職場の雰囲気は友好的である	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
15 私の職場の作業環境(騒音 照明 温度 換気など)はよくない	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
16 仕事の内容は自分にあっている	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
17 働きがいのある仕事だ	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4

チェックが終わりましたらこのボタン **判定** をクリックしてください。



## 職業性ストレス簡易評価ページ

＊ 仕事のストレス

✓ 最近1か月のストレス

### 職業性ストレス簡易評価ページ(最近1か月のストレス)

最近1か月間のあなたの状態についてうかがいます。最も当てはまるものを選んでください。

	なほ かつた	あ ときど き	あし は あつた	いほ つも あつた
1 活気がわいてくる	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
2 元気がいっぱいだ	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
3 生き生きする	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
4 怒りを感じる	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
5 内心腹立たしい	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
6 イライラしている	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
7 ひどく疲れた	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
8 へとへとだ	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
9 だるい	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
10 気がはりつめている	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
11 不安だ	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
12 落ち着かない	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
13 ゆううつだ	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
14 何をするのも面倒だ	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
15 物事に集中できない	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4

	なほ かつた	あ ときど き	あし は あつた	いほ つも あつた
16 気分が晴れない	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
17 仕事が手につかない	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
18 悲しいと感じる	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
19 めまいがする	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
20 体のふしぶしが痛む	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
21 頭が重かったり頭痛が する	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
22 首筋や肩がこる	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
23 腰が痛い	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
24 目が疲れる	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
25 動悸や息切れがする	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
26 胃腸の具合が悪い	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
27 食欲がない	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
28 便秘や下痢をする	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4
29 よく眠れない	<input type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2	<input type="radio"/> 3	<input type="radio"/> 4

チェックが終わりましたらこのボタン **判定** をクリックしてください。